

設計業務委託等技術者単価表

(令和6年3月1日改定)

島 根 県

設計業務委託等技術者単価表について

1. 適用年月日 令和6年3月1日適用

設計業務委託等技術者単価(島根県)

令和6年3月1日改定

1. 技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	80,200	55
理事、技師長	75,800	55
主任技師	64,800	55
技師(A)	57,000	55
技師(B)	47,200	55
技師(C)	38,400	55
技術員	33,600	55

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	54,600	55
測量技師	47,100	55
測量技師補	36,900	55
測量助手	34,600	60
測量補助員	25,900	60

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	56,300	65
整備士	43,200	60
撮影士	43,500	60
撮影助手	36,100	60
測量船操縦士	36,300	60

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	53,200	60
主任地質調査員	41,500	60
地質調査員	31,400	60

2. 労務単価

①森林整備事業の調査・設計業務

労務者の職種	設計労務単価(円)	割増対象賃金比(%)
函工	34,600	60

3. 標準賃金

①港湾・漁港漁場整備事業の潜水士(ダイバー)標準賃金

潜水深度	標準賃金(円/日)
10m未満	52,200
10～20m未満	56,600
20～30m未満	60,900
30～40m未満	65,200

注) 標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準じる。

上廻り員は、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。